



朝鮮通交大紀

九

U 5
4978
9



門力 5
號 4978
卷 9

門力 5
號 1274
卷 9



朝鮮通交大紀卷之九日言

海槎録附

一 宣慰使を待りて同く発し行登きの事
論して上使黄元吉も答へし書ありし
の支

附此時平行長宣慰使たりし
の支并以前

室町家の時朝鮮通信使来聘ありし

度教考の事いつても愚按あり

一 國分寺より辱致被りし
の支城論して

書状官許茂も答へし書ありし
の支



附此時島主上副官の稱ありしの更并信
 一 使を待遇ありきの禮式の事は此時
 公玄蘇を上官とりての副官は里
 家臣をして都船主たしてめて同しき
 朝鮮王城へ至るき多し事いつきも愚
論按ありし書は一の書
 一 使者體面の事を論して許書状はありし
の書ありしの事
 一 庭拜堂拜を論して許書状はありしの書

ありし事

附我國主其國中ふりてを王と稱せ也
 すて只御前と稱すといふの更注しる
 見ゆるり

朝鮮通交大紀卷之九

海槎録附

海槎録ハ鶴峯誠一著以と云あり誠一我天正
庚寅の年をものりて通信副使として来り

其一時の事を記せり此のなるを

大抵^抵彼を我列を視ること其藩臣の如しよきて

我々を我禮待するの間少く此至る處に

きは彼おもはらくは驕傲し彼を下し

ては却て彼を以て我々を以て彼を聴じ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

めむとするれをと彼き既よ此疑慮可有
終ひよ氣を和し心を安し我と相議す
其更不臨むの間あときら小我不威を舟一驕
傲の氣を服せしめんとせよ此後信使来るに
小大の念何かすと以ふことなく以て我としそ
こき不處する此甚と難くむるよ至るころ
是を待川の道ふありく宜しく唯旧例の如し
且少しく此媚を献し憑り多めむのあろふく
あつ我り国の威を借りこれを幾ふすることあ

兩國和好生民安堵の関る處とて成事として
其誠信相與にす此實に何を其間不周旋
しそ務て心を尽すは彼きいらて誠ふらるこ
服して我と相議し無更を調るをもつて念と
せさること何らんおよび兩国の更に此こそよ
よきて推し知る處し又其風俗趣向の同じし
くらざるも何れも相違ふに至るも此何れ東山の
會信使後きそ出むと請ひ信使と船を同一く
する格倭をして樂土を請ひ信使答宴の日

美酒之化川て燒酒を代むと請ひまゝ便服
して入見むともと免れよなりて彼を憤怒の
弱き了然たこき去り此度 後に見えり母々へ
見川魚し

答上使書 上使黄允吉

鄙性狷狹執迷不洎論議之間多有肘掣其得
罪多矣大度包容非但不以為罪反如淳々之

誨思欲納入於無過之地此盛德之事也僕雖無
似寧不知感然其中事固有反覆者故亦不敢
苟同而重其罪也惟高明亮之本朝事目内無
待宣慰偕行之條上使臣自生意見強留相待果
為未妥矣然此則似矣而實不然也蓋宣慰
境自前有例則朝廷其無指揮乎誠檢前日
記則歷路御道之船數隻而止耳今茲之行出於
百年之後朝廷安知宣慰有無而預為之區畫
乎使臣到此始聞未寄則臨事善處其不在

於使臣耶且御命出疆使宜從事自古有之今
何獨不然乎天朝之使不待遠接而先發此果
重主人事體也然以之較今日事體則定勢異
而時不同也何以言之我朝故事天朝禮至巖
也為遠接者當候于境上而不及焉故天使怒
其怠慢不待而啟程此則重誓皇命而壓倒我
邦也日域之與本朝以地則敵國也以義則隣
好也蠻人無禮前此待信使至忽略也其時脫
有人焉將我國接待其使之禮諄々開論則彼

雖無識亦頗伶俐豈不覺悟而從命乎鄙人常
有慨於此故東平館接見之日首及此事則玄
蘇答曰我國亦當差官迎送云而越海之日寂
無迎送之人余招譯官責之曰宣慰事非徒上
官言之爾等亦謂其當來今入其境而未見影
響何也此邦待我輩曾不如我國之待常倭乎
當初相約之意安在譯官即問于客人則以為
當到于府中而海路多阻時未及來云今也必
待宣慰而啟程則彼知下大國信使之体不可無

宣慰而苟行也甲繼今使彼之來必先期迎送永
為恒規矣設若利於速行不得而發則非惟自
處不重彼將曰宣慰有無使臣不以為問安知
後日指此為故實遂廢而不遣乎在天使則不
待而行為董事体也在我輩則必待而行則所
以重事体也先儒所謂中無定体隨時而在者
正以此也鄙人所謂勢異而時不同者亦此以
也若援天使以為規範則不幾於子莫之執中
乎大抵君子處事不但視一時之利害當致謹

於始而處所終也今為吾輩之行適當於其始
此非吾輩盡心處乎願勿以操縱在彼為過憂
而更留諦思也易曰差之毫釐謬以千里可不
慎乎可不懼乎昨雖以不待之意言于副官如
覺其非則十易無妨况不無可措之辭乎惟此
一事大閑事体其他疫癘之相染還期之早晚
不必論也至軍糧則彼亦有土有賦若至之絕
則豈無相資之路乎安見如是故不覺強誥至
此悚反悚反

和文

鄙性甚と狭く議論の間累り小罪を得たり然も
詳と云くさるるに我得ざるもの有り信使事目
の内正に宣慰使を待て同く行の條なり今使臣
自ら意見を生し留つてこそ我待ち申す同く
行むと欲せしれ安らざる不似たりと之を其實然
ざるを我得ざるにのち前人の日記を考ふるに其
記する処も路中嚮導の船数隻ありて止ありて
朝廷より其宣慰の有無を知りこれら指揮をな

す能く也今使臣たふ不至りて始り其宣慰使
の事を聞く時豊おのりて是を待て同く行
さるること我得ざるのち且命を啣て外國に使
其時臨之宣しきを量り以て事変み處する
このハ古し（す）しと然も但天朝の使我國に至り
遠接使を待次して發するにハ彼もへらく我既
に天使を敬し（す）しとる時ハ遠接使もあはれ
宣し（す）まへ境上も来り候す也然も今其来り
接すふ其期もあはれ天使是を怒り（す）その来り

接するを待次しそ自ら發するを皇
命の借る志む辱らざるを我國の怠
慢を責む故あり以て今日の事ふ多し不辱ら
ざるを之れ夫我國日本對馬國ありて彼を我使
を待川と甚忽略也以前使くる者能く己國
日本の使を接待する此禮を以てこれを喻を
あつむ彼を無智ありといふも其理を服し
我の處を從ふる人々鄙人常は是を以て
歎まるとせりよ川く我東平館より何りて上副

官不辨名上官ハ玄蘇副官是
萬松院公也接見する時告て此事り
及小玄蘇答へていふ我國を朝臣を以て近送在
辱しと然も今海を越へて相迎ふ此使何れ見は
よ川く譯官を召して是を責む譯官あき我彼又
問ふよ川をいそく宣慰使ゆきた府中よ未とら辱し
但我の海路の隔る川く以て未及り候と
且我を以て必宣慰使を待つて同く發せしめは
彼を始て大國の使臣宣慰使ありとせば發行
せざるを我知りて此後信使の来くる必其期を

先之例々来りむく恒式と為るなり今泉
連る發行し宣慰の来を待つ支あくんを
但使臣の體よりつゝ重かるるのこふ阿は
彼を亦おもへらく宣慰使の有無信使必しも是
を論せんと後日又と色次も例式とし終ふ
宣慰使を遣ふの禮を廢してむ大抵君子の支
ふ處する徒る一時の利害をものすことなく必
是を其始と謹しむも川々其終りを廢るは
夫信使の通する其間既る百年を過ると既に我ら

輩此来るゆきに其始とあるは終りとふれ今
これを其始とせしむるは終りとふれ今
地は逗留し其間宣慰使の来を待つものこそ
其進退の權彼を又ある似たりとしとも今又
當りて是の如くあること成得ざるのこ宣慰を
待たんとし發行す所ある事時日これを副官
不梅公萬松院公を告としと此おの事此その理又
當りて成さざることをは十度してあれを
改むといふとも妨ぐることをし況や此宣慰使を

待つて行くの事 よつて 詞の諭及さるる

何と云ふもや其滞留此久し 一行の軍糧 按系信使行

儀を用ひ 其乏きを告るふは彼不何と云

あつて 相資く是度 何んのか

按又此書宣慰使をま川く發行すべきの支を

壹州に至り宣慰使と相會せしむる此と平

行長宣慰使をま

又按ふ懲志録日本國王源氏立國於洪武初

按源氏は是利を指してはあは朝鮮太祖康獻王始其國を明の洪武二十五年王申下建より本朝後不招院明德三年源義満の公方のと記す

與我修隣好殆二百年其初我國亦

嘗遣使修慶吊禮申叔舟以書狀往來即其

一也 按舟は申叔舟後花園院嘉吉三年癸亥通信使の書狀官

正統八年朝鮮世宗在寓王 後叔舟臨卒成宗尚所欲

言叔舟對曰願國家毋喪日本失和成廟感其

言命副提學李亨元書狀官金訥修睦到對

馬島使臣以風水驚疑得疾上書言狀成宗

命致書幣於島主而回自是不復遣使每其

國使信至依禮接待而已と見へきり國使ハ

國王使を指していふは朝鮮成宗康靖王ハ
明の成化弘治の年間又当ミ至本朝後土御門院
御宇義尚の公方純頃あり朝鮮信使を我國ニ
通セシ是利第四世勝定殿義持の公方の時
より見へ也今姑く京都將軍譜より
考ふる通信の次第尤も記せり

本朝後小松院 御宇勝定院義持の公方應永十
六年己丑明の永樂七年朝鮮恭讓王九年此年
三月朝鮮聘使来同三十年癸卯祔光院清宇明

の永樂二十一年朝鮮在憲王五年此年七月朝

鮮人國王使僧来贈大藏經

按又將軍譜に應永院
義滿の公方の時後円融

院永和三丁巳明の洪武十年に記して朝鮮國王の使者鄭夢周来聘
到筑紫邊探題今川了俊而帰國と見へり但此年ハ高麗王
三年のて康獻王の其國を朝鮮と華と云さり以前の也此也
高麗史に見へり註して前見へりあり將軍譜に記して朝鮮國と
いふは誤り 其後普光院義教の公方此時後花園院

御宇永亨四年壬子明の宣德七年 朝鮮在憲王
十四年此年十一月朝鮮人来同十二年庚申同しき
御宇明の正統五年 朝鮮在憲王二十二年 朝鮮
使者高得宗尹仁甫来聘 按小某月考ふ
慶雲院義

行出於百年之後と云ふものハ寛正二年辛巳より
天正十八年庚寅に至る其間百三十年ありて以て
カニ成宗の時李亨元金許を我州に至りし頃
よりして今に至る大抵百十幾年あり

答許書狀書

論國分寺被辱
書狀許茂

某白足下不遺無似鑄誨諄々思欲回執迷之
見而全國體於万金甚盛然以愚策足下之
所以全國體者乃所以辱國體也足下何不鬼
之甚也夫此島之與我朝如何也受國恩作我

東藩以義則君臣也以王則附庸也寄命大朝
以資生理若絕其閩市不許其朝貢則是無異
搯嬰吮絕之乳也自祖宗朝以來深得撫夷之
体一以為龍蛇一以為外臣威以震之恩以綏
之未嘗一於姑息而受其欺侮也此島亦知大
朝見信之重行類之厚故奉藩稱臣恪守候度
世執壤奠稽顙北闕其坦威報德也至矣今茲
使臣之來也義智躬自護行館侍有和傳命之
日拜誓中庭祇受如儀相見之時就前再拜不

敢當島主之禮可謂恭矣吾輩之失正坐欲得其歡心禮下之甚故便生驕傲之氣教日之後已覺其不承推輿矣日昨東山會義智跨馬直到幕前吾心不便之而賓主之間亦有所難故不敢形諸色辭至於國分寺所為則駭愕極矣大國使臣使其上官列坐中堂則為義智者雖由他門而入可也咫尺之地乃雖曰夷狄無禮亦有君臣上下之分義智何敢乃爾邪為使臣者若仍坐其席與之為禮又與之把臂酌酢歡

洽乃已則是甘於受辱而自處於臣僕之列也彼亦見使臣之恬然必將謂禮所當然畧無忌憚之意未流之弊將何所不至也此身雖微乃大國之使也孰不自身可輕而國不可輕身可辱而命不可辱乎雖然身之與國實不可二視也身輕則國為之輕身辱則國為之辱為使臣者何故輕辱其身以致輕其國辱其命耶此吾之所以懇懇告上使請與之偕出者也再三言之而上使不從則吾之獨出雖若未安當此之

時上使為輕國體為重與其苟同而辱命曷若
立異而尊命乎選館之後足下及車君人相純
而出此豈不以國體為重而期不尋其身者邪
意謂足下所見與我略同豈料其三思之餘反
生其惑邪足下所謂待夷之道不可緊以常規
自何從容處置無損於國體者似矣當日待夷
之道常規之外更有何道邪其從容處置無損
國體者亦有何道耶足下有心我能付之所謂
不緊以常規者不過曰治之以不治也所謂從

容處置者不過曰與之接糝徐々開諭以愧其
心也此則有不然者矣夫治之以不治乃王者
待夷之道也奉命之臣持一國體負而不自諱
重為公庶小醜之所凌蔑其辱固甚矣反曰治
之以不治此豈使臣之道耶不惟不治久與之
促膝接席叙寒暄文觥籌則是安於其辱也厥
後雖復從容開諭豈能使愧其心耶且我於其
日設若憤々主怒加峻責而歐辱其身則果失
待夷之道而激之生變也我不過稱病出未潔

身還館而已此實不較禽獸治之以不治者也
有何過中之舉乎若以拂其意為難而因仍為
且曲為順從則是乃妾婦之事豈大丈夫之義
乎又豈是大國之使臣之体乎至於秋世雲則
其由然矣吾輩至此方言自別正若暗聾其聞
論之責不在於世雲乎頃日之變出於不意雖
有古人亦無如何之也但義智怪問吾輩之出
則為世雲者所當援典禮辭開論而緘口若
舌不能出氣乃以疾作還館告之其罪不亦大

乎且念之赴京之時華人若有不善則必歸罪
於不能開論秋吾譯官例也入上國猶杖譯官
則到藩臣之邦獨不能治其罪耶治罪之後都
船主始使人謝之曰副官年少不知禮有此過
矣非祖島主聞之瞿然失色國主若庸此夏吉
等亦得罪矣將躬進謝過使臣無怒焉余對曰
我國信使之廢百年于茲矣新主以禮為國類
年請使其意甚勤故我殿下特遣使使以修兩
國之好礼至重也賓主之間各盡体負不可相

忽而入境之初副官凌蔑至其是豈新主之意
亦豈我殿下所望於貴邦者乎况本島臣民我
朝典藩臣無異副官又是島主之子其無禮何
敢若是雖曰少不知禮獨不念在東平館時乎
本國宣慰使等官若與客使相會則必大門外
下馬整其衣冠入與行礼終始不急此客使之
所親見也曷嘗慢易無禮至此耶彼時宣慰等
官設若聞副官所館之門騎馬乘轎厝階升堂
則於副官之心安乎倭人平調連乃隨往味國

者也言未畢起拜致敬曰副使之言至當至吾
儕小人亦知其失禮矣副官使者潛告于譯官
曰副官昨見使臣之出已覺其失無又都船主
峻責之副官連夜不寐云云昨者所為不過如
此而足下乃以杖世雪為已甚不亦左手刀聞
倭奴斬入於浦口心亦駭之問諸同船格倭則
曰固分寺乘轎上堂初非副官之意入門之時
令止其轎而昇者不從致令失禮副官大怒即
欲斬之而亡逃不現故今始捕而刑之矣一倭

又曰欲令使臣知失禮之罪在於昇轎者故令
使船格倭同叅教之矣鄙人謂軍君曰殺人之
變事由吾輩之先出不亦慘乎然使臣辱身辱
命極矣副官既謝其過又歸於下而殺之今而
後國體稍尊國辱亦少雪矣相與一傷而一喜
不圖足下徒知殺人之可駭而不念國體之為
宜過自悔責至此甚也足下又曰古人得夷狄
必曰思信懷綏而已何嘗有休自字說出未云
云此真所謂知一不知三膠程鼓瑟者也先王

之待夷狄雖曰思信懷綏其最嚴且謹者莫如
貌若也春秋內諸夏而外夷狄故夷雖大必稱
以秦楚雖稱必稱子衣裳之會必序於列國之
下此非尊中國之體貌乎漢之高文有金縢之
奉則賈生以首足倒置漢宣位諸侯之上則揚
雄以為孝尊卑之序此非壞中國之體貌乎以
觀之本朝猶中國也島倭實蠻夷也以大國之
使辱之屈於小醜見其凌蔑無禮而猶莫之耻及
以倭貌之重為薄物細故其亦異乎春秋之義

矣其亦異乎漢儒之見矣此吾所謂知一不知
二膠柱鼓瑟者也又有一說焉上使之所以不
屑去就與之酬酢歡洽者豈徒然哉其意必曰
夷狄不足與較小禮不足與爭也若與之屑々
爭較則豈非所伸者小而所傷者大乎其意如
此故終始包容畧不動色其度量之宏實非淺
々者所可蠡測也然人各有見何可啗同而苟
合乎昔孔道輔之使遼也遼伶以文宣王為戲
道輔奮然起出不終享札而罷夫遼一蠻夷也

伶人又蠻夷之一俳優也偶然之戲可付一笑
而道輔之徑出不顧必與夷狄相較者抑何意
耶吾輩人犬豕之窟與犬豕雜處形單勢孤其
危可謂甚矣然義智之轡非但遼伶之戲也使
臣之辱實大國之辱也為使臣者何可先自畏
怖其受屈辱而不與之較乎足下又曰冠裳雖
義而束於猴力猴猴則必跳踉而後已矣亦云善論
矣然吾之義不辱者只欲存使臣之體貌非欲
冠裳於猴猴也其所聞論者只言其非禮而已

非如詰責於彼也彼雖無知亦愧其夫必刑人
乃已渠之慘酷何啻於我何損於國而有此云
云邪足下又曰新王崛起奪國未厭又易島主
猶欲交隣通好獻俘請使此實兩國安危之機
吾輩親承王命仗節而行者豈但休貌一事而
止哉噫足下於是乎失言矣君子一言以為智
一言以為不智以足下之智而終歸於不智不
亦惜哉新王自崛起自奪國自易島主于我國
甚事而謂為兩國安危之機乎其欲交隣通好

獻俘請使者其意不過慕禮義之國欲借重於
其邦耳使臣御命出疆今已越海所當謹守禮
義動遵規範不沮不屈毅然如山使國休重九
鼎王靈暢於無外可申也如此則倭人必曰大
國之禮義吾國聞之今果然矣必相與拭目聳
觀自生尊敬之心終不敢慢易其禮矣今則不
然絲涉其境不自謹重一以頓悅倭心為上策
彼雖無識亦甚伶俐豈不知吾輩之無廉隅乎
以此言之國分辱不幾於滄浪自取者耶古之

使於四方不辱君命者一則辭命之善也一則
體貌之尊也今我輩於辭命則畏倭如虎惕々
然猶思觸其怒含糊嚙嚙到口而不敢吐於體
貌則不能自重輕於出入雖見屈辱亦不為辱
如吾狷狹者不勝其憤欲有所言則必群起而
攻之使不得開一喙此何等使臣之體乎如此
而敢為大言曰吾等所受而行者比之體貌其
輕重大小為如何哉足下之所謂輕重大小不
亦侔乎孟子曰國有道以道殉身無道以身

殉道未聞以道殉人者也程夫子亦曰身屈矣
而道行未之聞也吾輩不問義之所在一以順
悅倭心為莫不幾於以道殉人者乎安屈辱於
而欲伸其道無乃廢身而行道者乎嗚呼此膝
一屈不可復伸君命一辱不可復雪此古人所
以執節不撓雖死無二者也且我輩拜辭之日
天語一寧其不在耳乎始曰勅必以禮不可稍
有慢易之意終日使國體尊重王靈遠播在此
一行大哉王言此非臣子所當戰々兢々終始

體念處耶最爾小醜橫加無禮而晏然受之不能自直若入倭王之庭而事有失於此辱有甚於此則其恇怯失措辱身辱國坐可策也將何面目報吾王而見我三韓士大夫乎言念及此未嘗不扼腕痛心也足下又曰正其衣冠尊其威儀寬其度量廣其息信使異域人儼然望而畏之此實尊体貌之大者若曲生報防白地生稗悞怒其色勃譏其辭無人不責無辭不較不幾於恚乎細觀足下之辭上一節自贊也下一

節責我也戴烏橫銀朱衣玉節光耀異域雖謂之整衣冠尊瞻視可也受不義之食順犬豕之心雖謂之寬度量廣息信可也然衣冠威儀若是其尊重度量息信若是其寬廣而隨處受侮不能使儼然望畏者何也到大浦之日義智請與相見上使既入其館則義智又曰今日暮請於他處見之比到其處就館欲見則義智恐天而下人瞞曰遠在五里之外云其不欲相見也審矣及其請見也又欲便服而入其相輕也

極矣我之不得不溫與足下爭辨者實欲尊倅
貌也此豈無事而由生疑阻白地生梗者乎都
船主請於重牛日進見吾等亦許之矣既與之
相約則非有天故不可違也食後乃稱島主家
有事而不果美是以島主為尊而輕使臣也及
以非禮之食殺之我欲受之得乎使臣答宴之
日義智私於世雲曰若曼燒酒則吾甚厭之請
以吾美酒代之其不敬客甚矣吾欲許之得乎
賓主之間書尺不可忽畧而玄蘇用片幅體紙

胡亂其書不識不封吾欲無言得乎東山之會
使臣設帳幕則吾安主席者也罷出之時義智
仍坐其席欲我先出我欲從之得乎義智問安
使者每朝必以二戈兩劍前導而末直列我前
我令譯官問諭其後則不敢我欲任其無禮得
乎至於國分之變則以君大度不能容忍況余
之猶挾者乎然亦未嘗悍怒其色勃發其辭必
據禮溫辭從容問諭而止亦何曾如足下所言
乎且宣慰使一事實非少令曲節也彼既以先

声已来瞞我又以博多已到瞞我又以風逆不
來瞞我今已淹留一月而迄無影響終乃無宣
慰請行而吾輩任其操縱坐受其瞞不敢出一
語相詰此何等受体耶昨吾所以欲一開諭者
實非偶然然而大言折之吾之鬱々當如何也大
抵足下滿紙縷々不一而足竊觀高明痲根所
在則皆從怖死二字上出來古人於義所當言
則雖死必言之况諄々開諭之事乎且足下引
鄭文忠申高靈按島川謂鄭夢周迎日縣人鹿
朝大臣死節於韓祖革命之日

謚文忠迎日別號島川屬慶尚道高靈則申叔
舟亦慶尚高靈府院交以副司直為通信後
院嘉吉三年冬交以副司直為通信後
後封高靈府院交以副司直為通信後
大司成鄭夢周聘于倭時倭患孔棘前遣羅興
儒於霸家基為主將所拘因幾餓死僅得生還
至是聘於霸家基為主將所拘因幾餓死僅得生還
周報聘於霸家基為主將所拘因幾餓死僅得生還
難色既極陳古集日交擔肩輿請將敬服館待
甚厚僱僧求詩金集日交擔肩輿請將敬服館待
借日奔九旬且禁三島侵掠人稱慕久而歸
還被教百且禁三島侵掠人稱慕久而歸
乞及川了後時居博多先是八月齊僧薦九洲探
題今及川了後時居博多先是八月齊僧薦九洲探
信姓使于辰叔無事詳見海東名臣錄任至領
謂之三島又叔無事詳見海東名臣錄任至領
相之事為以義談隱然以兩賢自足下之自

許高則高矣然高靈則逢時之亂見辱亦多而
猶令島主望風下馬至島川則道德文章之懿
聳動夷夏雖以鹽奴之蠢々猶知其尊慕有邀
請殆無虛日而吾輩則既不能使之望風下馬
又不能使之肩輿邀請及為義智肩輿之所凌
轅亦可羞之甚乎我之所以不降辞色徑力出不
顧者雖似率爾亦不得不爾也願足下毋我罪
焉語曰道不同不相為謀此則然豈料道同而
不相謀至於此極乎信乎吾道之孤且窮也不

宣

和文

足下愚々惑ひを開け國體を全くせんと欲せ然
るに愚々を以てしよときを足下の言ゆる國體を
全くするやかえりて國體を辱けむるはあり
夫を此島の我國よおはれ世々國恩を承け我々
東藩をり義を以てしよと君臣あり土を以て
いへ我々屬島あり我々國を定めて以て其生理を
遂く若其開市を絶ち其末朝を許さるは是嬰児

の乳哺を絶つるを紀のく立ところと先もせんのみ
祖宗は朝より以来何れも産蛇とて威も何れも
あつて震きしめ何れも外臣とて見も何れも是を
なつて為さつて其姑息と事少く我を侮
しむる至りしめす此島又我國島と仰き頼むの
重き我知つて藩臣と稱し北嶽と誓首し其徳ふ
あつて威も震きしめ何れも今使臣の末とる
義智身何れも護行し又厚く館待し國命を傳ふ
よの日中庭に拜伏し祇むくこれを受く旦使臣と

相見ゆる前又至りて再拜し教て我と相当し
す我輩其心を歡がしめむことを思ひこれを
禮して重きと過きも何れも其驕傲の氣を生し
漸く其始の恭しきと似ざるを覺ふ日昨東山の
會義智馬はゆりて直に我々幕前に至る我
我既よこき我快しとせすと何れも賓主間處し
かたはもの何れもよりて姑く是を色辭し何れも
さす國命寺は度又至りて其駭く危きの甚しき
この也又其大國の使臣其上官と按此上官ハ
玄菟を云也中堂に

列座する時之義智又何れも他の所より入るといふ
とも可成をいつむや轎又栗一階下に至り堂又隆り
て使官を少くみ見る其臣僕のごとくすや彼ま
夷狄ありといふとも又君臣上下の命何事を知る
おや其自ら恣にする純て不至るや彼らするかくの
ごとくも猶其^帝座しごきを酬酢する時これ
我の辱を受く其臣僕の列もふ甘むする也且彼を我
輩此かくの如くすや見く禮の当然あるも一高に
憚る處なくむ其末流の弊至るところ何れもや

此身微あるといふとも又大國乃使たるも身は輕し
む辱くとも國を輕しむ辱くとも身は辱しむ辱くとも
命を辱しむ辱くとも誠人との知まる處あり
然りとては身輕しめらるる時之國もこれらも
かるく身辱しめらるるも義ハ國もこれら為辱し
めらるる今使臣として身を輕しめらるる國を輕
くし國命を辱しむるに至る辱らんやこれら上
使又告ぐる借又出むことを我請ふ故あり再三是
を言て上使従らるるあはれなり我終る此と

出く去るあやうなきまう如しといへど此時より
上使を軽しとして國体を重しと其爲し
人の上使の心又あなしくして以て國命を辱し
めんやまハ上使を遠く命を尊くせむハ我館に
歸るの後足下おもひ車君按て車天輅此時制不虛官まて
をいつくまれを
相繼ぐ出表る我我あつりく足下の見るところ
我と畧相同しあつむといつむる今三思の條返つ
て其惑ひを生を多く至るや足下いつく夷狄と
待川の道心一に常式を子川を辱く

且くゆるやふれを處して國體を
損することなく志む下と然るも当日の更更
處す處きの道何れとするや且足下統一概又常式
をいつくを辱くはといふまのいとゆる夷狄を
治むるの道治めざるをいつく是を治むといふ
はいつく其従容といふべきは處すといふを
すこれと膝を接し徐々これを開諭し以て
彼を心を愧めむといふは過死さるのといふれ
おていつく然るまのありてこれを治るふおき免

さうをいふは王者夷狄を治むるは
道のみ今使臣として國体の重きをいふは
とすことあり此の醜の爲るは凌蔑せしむる
至る其國を辱むる甚しといひ川原と志すも
まことこれを治るは治先きを以てすといひく是
と膝を接し盃酒を同じくすとこれを其辱め
は安むするあり既に斯のことくあり更にあは
従容としてこれを更に閑論せんとをいふは
其心を愧むること我得んや且我其時より

憤々然として怒る面の何れをせめ辱め
めを誠く其夷狄を待の道を失しこれと激して
變をいふあり我其時病と稱して出てをり身を
潔くして館に歸るは過ぎたれ禽獸と相較し
さうは意中を所謂治るは治めざるの道をもいふ
すはたのふも若其意のさうふをもいふ難しと
爲もこれを順従する妾婦の姿比して大丈夫の
志多也といふは又大國使臣の體を得たりとす
りもや世雲を杖う月のさうく至りてハ中へいつく

然り我輩亦又至る方言おのれこの別あり其
これを完諭するにの譯官の責又何ぞすや比日此
事其變不意又出ると死ハ譯官といふもつらむ
と記する事なく但義智此其我輩此つらむ
怪しくこれを問ふの時世云宜しく禮式又據り
嚴辭をもつて完諭し彼をさし口をゆるさ
舌をむすひ氣を出たこと何と云ふしむ辱し然も
但病おこを館又歸るといふをも何と云ふこれく答ふ
其罪亦大いゝすや且我國純使天朝又至る

華人とす不善何れの時冬心を罪を其完諭を
こと何と云ふさるる不歸し我譯官を杖う川此の
常例ある天朝又入るたがかくのこと今藩臣
の邦に至る獨りこれを杖う川辱らさるむやその
罪を治むる後都府公主始々人をし謝せし
めそのよく副官按副官ハ
格院云と也年少くし禮を知ら
ず此過失何れに至る但島主按島主ハ
長夏院云と也これを聞て
色を失ふのこたうし我ら國を以て其を
我輩もく罪を得むりき悔さる自らし

此川を其過を謝を乞ふ願くは使臣是を怒せん
こと我れ我れを乞ふ我れ我れ通信使の廢たる此の
既又百年を乞ふ貴國の王禮を乞ふ通信を求む
其意甚に至るを乞ふ我れ我れ下使依を乞ふ
兩國乃好く我れ修免む此大禮に當つて宿
主の間各其禮式を盡さずむ有るを乞ふ然も
僕に其境に入る副官其使を凌蔑する此は
至る是抑貴國主の意を乞ふ我れ我れ下貴國を望む
所なるもや對馬島に我れ我れ國より臣を乞ふは
藩

臣は異なるものなり且副官は島主乃子の亦
島主と乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは
至るや其年少くは禮を乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは
我れ東平館に乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは乞ふは
宣慰使等の官客使と相會するの時心す大門の
外より馬を乞ふ下り其衣冠を乞ふ入る其禮を
行ふ少くは乞ふ禮するを乞ふこれ客使の親
く見る處なる其時乞ふは宣慰等の官客使を
其館門を開く先馬を乞ふ乗王轎を乞ふ直階下

至り堂又墜ることあるは副官ふおのりて快まらむ
や倭人平調連 按る小平調連
新野將賢あり 副官又従ふくワ
國又至るもの也起つて拜して答へく副使乃
り不慶誠な当きと我輩は其失禮を知ら
又副官乃使者濟ふ譯官又告いさく副官昨
使臣乃出る候見く既に其失禮を悟るす都船主
巖くこきを責む副官亦きを憂ひく終夜寐る
ことなりと昨日のことかくの始ふ過るて足下其の
世雲を杖を川を流つて甚とすうものやむそや

此夕人を浦口斬ることをきくこれを同くせし
格倭の問ふとある國方寺轎に乗るの事 是れと
副官此意は如何に門に入ると時その轎を止め
先く昇く者従ふはよまて禮を失はむと
いつく副官大に怒りこれを斬らむとす其外ま
きふより今捕へて是を刑すとまて一倭のいつく
使臣をしく其禮を失す此罪轎を昇く者
何事を知しめむと欲すよまて其使船の格
倭をしく同くこきを殺さむ余車君はいつく

いそぐ人を殺すの愛我輩此すの由ふより誠又
惨む辱し然も使臣身を辱しめし川く命を
辱むる既に極まを副官其過を謝し又罪を
下人よ悔しこれ殺を今よりて国賊稍高く
国辱まこ少く晒く辱し相與ふ且いとく且喜
おもたさりさ足下但人を殺すの駭く辱くこと
知く国賊の重むす辱きことおもふことなり甚と
こつる悔ひ責むる足下由こいつりく古人乃
夷狄と由川唯是信とも川くこきを緩るのこ

何ぞ心しを體貌をを川くせむやと是所謂その
一を知りて其二を知らざる也孔子此春秋を何ぞ
己に中國を内し夷狄を外とを故をを川く
夷狄大ありといつとも川く人をを川く稱し
秦楚何ぞいふ王稱を際するふ至るといふとも必を
あきを稱するふ子此爵をもつる其諸侯の會
盟よ何つくまを必をこれを諸侯の次を列する
ものこれ中國の體貌を尊ぶの義を何ぞや
漢乃高祖文章金繒をを川く白奴を奉し

宣帝由ここれを諸侯王の上り位をむす所其
尊卑席を失せるといふにこれ中國の體貌を懷
ふては川くかくつひつゝ又何事や今を以て川く
いふ時を我國を猶中國のことと爲し島倭を實に蠻
夷たるを大國の使臣として身をお醜に屬しこれ
凌蔑せしむるこれを辱らんと欲する川く體貌乃
重する不足とすといふ抑春秋の義は異あり尚と
一説阿多上使乃姑くこれと酬酢して相敬ふ
べのハおもへらく夷狄とも是非を較ぶる不足

小禮典は儀式を争ふ足らぬとすく始終こ
まこと容して少くも其顔色を動さずとす其
度量は廣き我輩は測り知る所は非をといつと
然も人各見よ所阿多いふもこれと雷同しと爲し
合座なる昔に孔道輔の隆は使する其伶人文宣王
と川く戲をなす道輔享禮と終へて之を奮然と
しそ起く出川支陸を蠻夷たるを伶人ハまを蠻夷の
一俳優たるを其偶然の戲これを一咲又附す處しそ
道輔の強ちと出去く顧りみざるもの意ありといふ處

我輩今大冢の窟に入王大冢を雜りし處に誠危し
と云ひつゝ然も義智此轡を遼冷の戯のみく非を
しを使臣の辱しめを實に我大國の辱たるを然る使臣
其辱辱をうもふを敢て相較するに辱れむや足下ま
つゝ冠衣義あると云ふもこれを猿猴に被せしむる
時を跳躍して安むせすと云ふは喻へよき此のなるを
然も我義をわひく其辱しめをうもふにさるは其
我使臣たる此体貌を存せむと云ふは冠衣を猿
猴に被せし先これに禮貌を教むと云ふは何ん

まに彼をを聞喻する但其禮を我に失ふと云むる
のこたれ彼を禮貌と云ふも責るを何ん
彼を無智なるといへば此の其失を愧も川く人を
刑するに至る其慘酷此に及ぶに至るは又ソウむを
のきよあつるをまに我國に損する處何んむ足下ま
い辱らく今新王國を奪ふも足らす又島主を之
置く按豊臣島主を易置すと
註し前見へり然も此に隣り交り好むを
通し辱を獻しもつゝ信使を請ふ是實に兩國
安危の何んたる也たを我輩主命を承り使を奉

無識なるをとりしをきき甚伶俐也能くしは其賊にむる
ことなほむや古一の四方に使するもの但辞命体
貌と云ひて重しを今我輩辞命におもくは倭を
畏るを虎の如く其ぬりは觸むおと城畏れ何ん是
の書を吐くをかく体貌に至りてを又いつく謹し
重するを何んを軽々しく出入しはいつく屈辱せ
るものともしおれと耻るを風し我々其愧り堪へざる
一度ふこと何んむと去らまを群王をよれと責む
口を閉くこと何んを以て返つて大言しをいつく我々國

命を承り使を奉する実よ兩國安危の何んたる處にそ
其重きその誰れ其躰貌を尊くするふ止むやと孟
子のいふく國道あるとれを身をとつて道に隨ふ
程夫子又いつく身辱しを道行つて事ハいふこと
ときらばと我輩其義のいつむと問ふをたかく事
倭の心は順悦する我輩とを是道と云ひて人
志とらふものおほすやまを身を辱しを道と行
たむこと我輩のいふおほすや此勝れといひ屈
しを再び伸ゆるは君命一重しを辱しを重て

西く辱るは是古人乃節を執て死をとり共
屈せざる申るんを且我輩大朝を辞す此日
天語初に宣く勤くは禮をまつくは少くも
慢易の心何ぞ辱るは以て謙ひくは悔をく回禮を
しそ尊重なりし先王威を以て遠く敷くのこと
以一行ありとこれ悔にとに臣子此始終躰念す
辱る所あり今此不醜横は無礼を加ふは誠是然
とこれこれを請ふ自ら其道をたすくす
阿まは若倭王乃庭に入ることと禮よを大ひ

しそ辱し先是よを甚しよの阿は心
其畏きて因を失ひ身を辱しめ國を辱しむる
に至るむ斯のことくんを何の面目ありや
我王に報し我三韓の士大夫を見ゆ辱らんや思ふ
ある至る但腹を扼し心を痛まむるのく足下は
いそ其衣冠を正しし其威儀を尊くしその度
量を廣く其恩信を寛くし異域乃人として儼
然と望むくこれを畏きむる小至るあき
體貌と尊くす此大いあるものなる若徒は其心

さのい其詞色を怒りし先人より責すといふ
ことなく辞として相較へるといふまなくむらじ
くを不可ならむとて下は言上の一節をさう
賛とらるる下の一節ハ我を責るなり夫何帽法帯
朱衣玉節をつゝ異域を耀りてこれより其
衣冠とて人の瞻視を尊くするといふも可あり肉こ
無義の食を受ず大豚の心も志さるふこれより
其度量を廣くし恩信を廣くすといふも可あり但
その衣冠威儀のかくのこころを尊重し度量恩信

乃かくのこころを寛廣ししを常に彼乃侮りて
請ふまきをさして儼然として望むる畏き
むらじとて何をさし給ふのハ何やや大浦に至るは日
義智相見へむことと請ふ上使既又其歸入る時
まこと今既又日暮とて願くそ他處におひく相
見へむと既して其所に至り彼をさして歸入る就て
相見へむる時を彼を恐天の近きふらして下人を
しを欺きて五里外におひくといふむらじその
就き見へむことと請ふ及ひく便服して入るむ

こと成もとむ其我を輕しむる誠に至きまを
都船主曾て端午の日とて川へ進退せんと請ふ吾
等既にこを成許すと起之大故何る不何らすんも
其約不違ふをくは其日不至つて島主の家は事
阿毛とつひく来たるこれ島主成に川へ尊りて
使臣を輕しむるを却て非禮の食とも川へ我を
餉くる吾これを請むと欲すといふとも得座をわや
使臣各宴の日に至りて義智私に世雲に上りてい
今日各宴乃用ゆる處にこれ焼酒あらは焼酒を

吾甚こいふ處あり願くは我々美酒を川へ
是に我をわと其使臣を敬せざるの甚しき吾これを
許さじと成欲すといふとも得座んや賓主の間
其書翰を通はる其禮式を失ふ座らば成に蘇
片幅の紙を用ひて其字を漆料する向に裁き
ことなく封するをなくも川へ送る吾いふこと成
おと欲すといふと心得んや東山の會よりそを
使臣曾て其主より會終りて出る時義智依り
其席を坐りて去らば川へ我を先に出

一めんと欲を我これ又従はむと欲をといふとも得へ
らむや義智問安とくく来る時をゆらす二支西劍を
と川く前導し直に我前に至る我譯官をしくり
開諭せしむる其後取てかくの如くせば我其無禮に
任せむと欲すといふとも得るむや国分寺此変又至
して老君の大度をと川くく忍ぶこと何とぞ況や
我々猶狹あるに於てをや然も其時姑くく禮又よを
温辞とを川く開諭する此又足下のいふことさ此
甚しきに至るに宣慰使の事小至りて去これを小隻と

いふに及ぶに彼を既又先聞何をといふをいひて我を
欺き南に既又博多に至るといふをいひて我を騙し
南に風勢不順を未とすといふをいひて我を偽
于今滞留すこと一月をいひて宣慰の未と我々
行を請ふに然も我輩終に彼きりする處に任し
座ありて其の欺きを受んて敢て一語を出し相詰
むは我これを開諭せんといふに南に大言し我を
抑く我擯なきをいふるや也や大抵足下のいふ處を見
る其病根唯々生死を怖るの二字よを出てとり

古人義の所履又當りてを死に至るといふを必
是を以て況や此諄々としてこれを閑論する小
過き我々ことをや足下より鄭夢周申叔舟事を
之の如く美談として隔然として西賢を以て自
許する誠又高しとす然るも叔舟亦然よく島
主として其を望むる馬を下りて夢周に至
て其道德文章の懿徳王扶蘇たることと猶
これと尊慕すること我々知る日と有興をも川に迎へ
請ふ吾輩此正に及至りてを既と彼を以て之

望むる馬を下りて志あること何とも及これをして
有興とを川に迎へ請ふ事何とも及却て
義智の有興の為に凌蔑せし又媿辱を甚き
ものこと語よりく道同しありされを相為し謀
を今道の同しとして相謀ふる此亦及至りたる
こと材料はむや

按て此書は副官といひて萬松院公此御史
しく島主とを長寿院公とすといひたるを
蓋此時玄蘇を上官として公より副官たり

家臣と都船主ととて長寿院公此御使とて
朝鮮王城に至る信使と同じく渡海あり
終に長寿院公乃捐館と秘せらるるあり此時乃
書に副官又是島主之子其無礼何敢如是と云
す副官年少不知礼有此過矢非但島主聞之
瞿然失色國王若聞此事吾輩亦得罪といひ
よの川を渡其長寿院公の捐館と秘せらるる
しをよの川かといひあり其後公信使を
設行し船ありあり島主をよの川に公を

祿しとて玄蘇を上宮と柳川調典を副官と
いひあり此年長寿院公の 考ふ所
又按て公國分寺に至る時其轎に乗し直に
階下に至り堂に降りし事一時乃過卒あり
此とよの川か然と其罪を驕を昇く者又歸し
且信使とて其事を知らし免るる為なりとて
信使と船を同じくする格倭をいふとあり
これを浦口と斬りしむるに至る甚と其過ち
を謝する不過とありといひ川あり其後館外

百歩の地よきし、その轎を下り従者を屏布徒
歩し、く入るべきをり、こと又其敬る過らあり、鶴
峯集此事、成記し、く國分寺之會、義智衆、轎
以至階下、嚴責其無礼、義智不勝慙愧、乃婦
罪於昇轎者而斬之、卑辞未謝、未及百歩、屍
盡、驅後徒、歩以入、形容慙々、勉以忠順、而遣
之、といふ、其過を謝し、敬をいふ、不甚之過と
り、成をいふ、却るかくの如く、我を辱め、蔑に記
せし、あり、まこと二戈、兩劍とも、川く前導し、直り

使臣此前よ至り、其心得、何ら辱を事あり、
大抵、其禮式、了当るとも、川く宜しとす、し
兩國相接するの間、お至りて、是も川とも、その心得
何ら辱をものあり、姑く其心、又順悦を、をけ、つ、
過ら、自ら卑下し、却る辱めを取ら、辱ら、辱ら、
我國の威を借りて、少くも、これ、又、終る、憚ること
な、くれ、仇、大と、な、く、一川、其旧式を、守り、
止、ある、辱し、曲る、是、又、媚ひ、親し、み、不、過、を、くれ、
羞し、ろく、せ、き、より、其、驕傲の氣を、長せし

むろ夏 何る處より以て宜しく知る所あり
又按ふ東山の會使臣不凌きく出むと請きし夏已
て自ら早下し敢て其賓客乃禮に當りて純意
なる所其便服して信使と相見へむと誠請を
きしその由て其分外相親しむの意を出る
請きたるにたゞ厚く信使各宴の日其美酒を
と川に焼酒を飲むと何れも夏酒と其酒席に
前きし辭をたゞ歡應を洽くし厚くの意よを
作らむにたゞむ但我國の俗外國の風誼と大

ひも同しありたるよをく川に彼を怒り不
觸きしを然りとて此其過きて自ら早
下し或いは其親しむに餘りしを此過ち
何れもなるをよ我其礼式のあつてて當りハ
かの川にその辭へあつて厚く
又按ふ公朝鮮王城に至りて時玄獲を上官
と自らその副官を家臣を都船主たら
し先きたり我國古来國王使す僧人を
も川をせしなる然りとて九州主の尊を渾

玄種を為す副官をすまむるなりさるものなり
す其家臣をす都船にたす免同列の如く
なりしむるに至る其君臣尊卑此礼を失くそ
笑を海外の國に取るのたすはすかくせきしに
よきて彼を益心すまむるを驕傲し我州主我
視ること蔑如とす我をす都船主峻責之
副官達夜不寐とす都船主使人謝之曰
副官年少不知礼有此過失非但島主聞之
瞿然失色國王若聞此言等亦得罪之

書といふむるに至るこれ同列間の詞す
つきも君臣尊卑此命打記のなるを辱しぬ
大いなるをたす歎しは辱しは時船主其
誰をすといふこと考ふ辱しは調信るとも
たす

與許書狀書

僕少不解耄老而益甚曾以體貌二字見存於
高明欲開口跡皆以安愚命而窈伏思之朝廷
不知我之無似付我以輔行之責丞之設豈端

使然哉苟或稍存形迹輒生疑貳視使事有若
秦越之肥瘠則其自為謀則得矣奈國事何嗚
呼體貌二字高明已聞之厭矣然吾之所守者
此二字也使事所重者莫若二字也吾何敢舍
吾之所守而為苟同之行哉惟高明恕其愚而
察其必可也蓋國不自重必有重之者亦不自
輕必有輕之者一重一輕其誰使之其不在於
人乎毛生比楚趙重於鼎呂李抗滕行宋輕於
鴻毛此已然之明效也噫兩國交好使在其間

其任不亦重乎解怨釋紛其任也尊至庶民其
責也凡言之頃敵之向背係為一動之間身之
榮辱隨之可不慎哉可不懼乎吾輩奉王命涉
蠻庭宜如何處身耶將尊其體貌以自重乎抑
務悅夷心取辱乎以吾觀之近日所為其失休
也甚矣其取辱也甚矣國分寺之辱既往何追
然旋有戮僕之謝又有徒步之敬亦可以小洒
其辱矣為我輩計者當懲前而警後見始而知
終持身處事一於禮而不苟可也而既辱於國

分寺未數日而又赴西山之招留連醉席與之
歡謔有若謝前日之事而慰倭奴之心者然此
何等体耶倭轎雖可乘而制不便則不乘可也
而或免冠或曲腰以取容身非但有駭於瞻視
其於自重之道何如耶身入異域行止不能自
由固當取決於主人然當以礼節之行何可數
々而取辱乎萬峯待風之日使世雲請行於義
智義智等躡座船上世雲昂前船底咫尺之間
不許相見其奴視國人甚矣及其渡一岐也義

智等皆入其家畧無行意世雲徒步船主馬後
以乞行世雲之辱豈非使臣之辱乎一岐雖遠
只在眼中且格倭之有先尊者使臣自當發船
何必稟命於義智耶况使船若發則彼將追蹙
之不暇奚待請乎不知自重而但慮拂倭之心
取倭之怒此何等事体耶至於一岐州則宣慰
使國王皆會於茲其觀瞻所係非但馬州一島
而已涉海翌日雖急於相見主當請賓々不當
先請也况僕與足下皆當親忌則君子終身之

喪也與夷使相見有何緊急而必於是日乎及
我之不從則終乃脅之曰相見公也親忘私云
噫公私輕重僕亦非不知也然又或有輕於公
而重於私也獨不念禮與食色之喻乎此等曲
折明若黑白而以見屈辭論為取必欲行已志
而奪人情直令世雲請日期則倭使不許相見
足下亦憮然必失圖矣且如載采之事則無謂
極矣倭使承其王之命致委積於使臣雖自義
所當受既有兩卜船可令今載矣使臣親受不

亦失躰之甚乎區々獻忠之意實不偶然而必
揮斥而不從者何耶倭船與使船交錯於采解
之邊其屈辱甚矣雖不愧於倭奴獨無恥於漢
節乎噫此何等事体耶兩國使臣相值則當行
相見之禮為宣慰者在岐則期以赤關到赤
岡則托以負薪雪初一番使問之後顏不相接
者今四五日矣彼雖蠢然不知其禮為使臣者
獨不可據禮問諭乎於岐則當急而請見於
此日則悅首而聽命是何始銳而終懦耶不獨

此也西海之小_字黠_殿周防之大內皆使臣經
過之地而朝廷見教之所及也路狂雖不得親
傳其不可留待其至而宣我王之命乎自前使
臣非不知連行之為快而必留連多日傳命乃
行者抑何意耶况既諭小殿令受於赤闥而聽
信倭奴之說不_曾留_半晷以待之其失信誓命
極矣鄙人往復之言雖不足採納亦當以詢蒐
之義處之使畢其愚而出言未竟使舩已發此
何等事休耶嗚呼今茲之行出於百年之後非

但遠人之所觀瞻後來之矜式亦係於今日凡
百舉措其可輕乎况國之重輕民之安危所係
尤重當與一行熟講深思無負委遣之意而自
聖太過無舍己從人之美所謂懷謙自用者無
乃不幸而近之乎或有詰余者曰子之言過矣
惟茲失体之事雖三尺童子尚知其不可況以
一時之英賢寧有不知之理乎蓋禽獸不可以
責冠裳夷狄不可以責人道也是故正朔未嘗
加焉声教未嘗及焉牛羈馬縻任其野性而不

與之較焉上使書狀之所為豈非待夷狄之休乎以是言之子之所謂失休者乃所以待休也君子所為豈衆人之所識乎子何強其所不知以疵大賢之所為乎余日子之言似矣然余之惑於是乎滋甚矣夫中國之待夷狄固若是也然施之各有其道不可膠柱而鼓瑟也如日本者雖曰夷狄有君臣上下之分有賓主交接之禮牲且侖制善解人意非可以禽獸待之是故我朝待之以隣國館接之教有加於北狄時或

通聘以致交隣之儀簡選使倂以責專對之任此前代之所已行本朝之所不廢者也國之重輕係乎使命故烏川為使則夷人感悅禁侵掠而還俘獲羅興孺銜命則非徒不得其要領其身亦不免因繫使乎一身不亦重乎為使臣者必也尊其體貌勤必以禮使夷狄不敢生慢易之意又當開心見誠情意文字使夷狄自能起愛慕之心然後方盡使乎之責而不辱君命矣若徒以苟悅其心將頌其心為能事而止則古

表專對之材何足貴乎或憮然為問曰子亦可
謂千慮之一得矣朋友所貴者貴善也子亦未
可言耶余曰余於書狀乃他山之石也若其待
之既善或人曰又述其辭以申體貌之說烏足
下其及復之如有不合則不惜面教幸甚々々

和文

僕體貌乃二字と云何々々相争ふ々々罪を高明に
得々々但使表此預々々處終々々もさる事と得
さる事僕守る處但此の二字々々使表乃重む

す處也此二字々々何々々國々々つ々々重々々自々
軽々々守心々々此を重々々これを軽々々此の
何全昔毛生楚を叱々々趙鼎呂より重々々李
抗膝行々々宋を々々鴻毛より軽々々む使
々々そのま々重々々也片言々々敵乃向北背係り
一動あ々々身の榮辱随ふ惧き々々慎々々公也
我輩今王命を奉し蛮國に至る我々々體貌を尊々
々々つ々々重むを重むり柳夷此心を悦々々免
々々其辱を取る處から近日此する處を見々々其

體を失ひ辱をともせぬの事何れをともふと云ふに因分
寺の更今何所へ既に往たり然も僕を戮し去るを
謝せし其更何を由て其徒等の敬何を以て少く
其辱を洒くを按小鶴山集因分寺に會義智無轎以歸罪
於界轎者斬之卑辭未謝未及百步屣堂
徒徒步似形容慙々勉
以忠須而遣之我輩宜しく前は懲りて後
と警戒始と見く終を知り身を持つての更心は
其禮式の正しくするもせざるを然るも既に因
分より辱しめざるを教日あるをゆるすも西山の招き
何れ我輩其酒席に流連しあると歡譁を止れ前日

乃更を謝し倭奴の心を慰むる如し古き何事此更
体々や倭轎乗るも便ある時を乗る可也
いらむそ其冠をぬき腰を曲め絶て身を容きて心
これに乗るや但其瞻視を駭かすの事なく自ら
重むせざるあり身既異域に入ると此を其決を主人
に取らざることを後とて然も宜しく礼を
も川でこれに處を辱し徒は主人の意は志とらひ
其辱を取らざるは風を尾峰に待川の時毎日世雲
とて葭行を彼きわきわ義智船上り蹲座し

咫尺の間世雲をくく相見ゆること我得きくむ
其我国人を奴のことくくは視る甚しといひはるし其
志岐に至るふおよひく彼き皆其家に入る幾行の
あはれありし世雲船主乃馬後又徒索して行を幾
せむこと我もふおを世雲を辱しめらるゝハ使臣此
辱し何れを也志岐遠しといふとも只眼中不下有
市之格倭の前導する何れ使臣其船を發せむと
欲せし思しく自ら發し去る辱し心はるしと命
と義智不受辱し且使臣發し去ること何れは彼き

おのれを追ひ随ふの暇何れも無し何そ行を請ふ
を我用しむ我輩自ら重むすこと何れは但倭乃
おのれを佛王倭乃怒り又觸る事と忘るこれ何等
乃事体ころ也且志岐州に至りては宣慰使国王
使とのある會を其觀るにの係る處尤おの
使臣海をくく海の日翌日相見へむと我彼き乞ふ
おを倭使と相見ゆる誠又急又すといふも然る
禮は所つゝ其主ころの賓を請ふ辱し賓先つ
其主を請ふ辱し且以時足下と同し親の忌

又當き全忌日ハ君子終身の喪ある其夷使と相
見ゆる果し何の急あるあつて必しを以日ハ
かゝるす名我隨ひざるおほひくこれをおひやり
す小其夷使と相見ゆるを公事ある親の喪ハ私
なるをいふを以て先哲公私輕重僕肉之知々
さふは然もまご公喪を輕しく私事を重ん
だるは阿墨孟子此のゆる禮と食色との論ハ
をさるさる此等件事其時明かかふる黑白の如し
但鄙論ハ辱するを以て恥とする中四に志殘

行つむと欲し遂に世云とく相見ゆるの期を請
めて倭使却つて其期を許さるその時に至りて足下
もまご少くも我れ悔む其米と載ふことの如き至
るを尤いられなりとを魚し倭使其国命を以て
下行を使臣いふをさき儀を以て受辱を處とて
とを既又兩下船阿つて記を携きて或してこき我分ち
載せしむるを使臣必しを親しくこき我受く
倭の使船其米斛此間阿つて相文をも辱辱さる
甚しとて倭怒り愧むとて此を我使する

身又愧ることなきを辱るゝやまゝ西国此使臣あつた
く我の相見ゆゑ礼を行ふ辱し宣慰使先き
志岐の所つゝを期するも赤間を以てし赤間
関小至つてをすゝ期するも病を以てして且彼を
一度使を以て相問ふの後々既又四五日ありて未
問を乃事ありて彼を蠢然として禮を知らず
とふとて使臣の禮を擧りて之を問諭
すゝかきある其志岐又ある時親の忌に當るとい
ふも心より首を俛してこれ相見むと我請ひ

今を以て川を急ふとてとくをいふも地は
祝々として終に憚りや西海乃小貳周防の大内
少き之れ使臣過る所の地を朝廷恩命の及ぶ
處あり路を狂く親しくこれ書信を授くる度
阿波を以てして海を暫く留りて其至る我待ち
此川を我王命を宣ふ辱らざるむや自然使する
乃臣其速く行乃快き事を以て志岐を以て
いふもかゝるを函達し命を傳へて後に行き也
況や既又小貳殿又諭し我を以て書信を赤間不

請者も今一旦奴の説をき暫くも留川は是
を待て其信と夫の王命を滞らざる極き
且鄙人の所為取らざるを以て内宣しく
其愚説を畢しおぼし然も其意を出さず未
終らば使船既に發するを何れや今信使の行
既百年の後に出る時を但遠人の觀を以て何
らる處のふ所を以て後來の式を以て今日始
まる時をおよぼす半由の輕々しくこれを為す
りむや或人予よりらく上使書状を以て一時の英賢也

事休れ夫を以てさる事知るらんや但おも
禽獸のまじ冠裳を責むるは夷狄のまじ人道
を責むるは以て馬牛乃て之なりこれと麋
鹿も其野性の由る也これと相較してこれ真
夷狄と待て乃體を得ざるありと夫も中國の夷狄
と待て其道實然と然も日本此始るハ夷狄
のまじりて我君臣上下賓主交接の禮を以て
之を以て能く人乃意を悟る禽獸とす
こまを待て乃故とて川を我朝これを待て

隣國とて川とて其銀接の禮北狄を待つる如き
所は内と其聘問の通し交隣の道を用ひたるを
夫き國の輕重必く其使臣此身は所のりきること
を以て川とて鄭夢周使たる時を夷人感悦して海賊
を禁し俘虜を還し羅與儒命を銜むと記を使吏
をよくせざるの如く其身分を囚たる不免れり
あき使臣たるもの宜しく其の體貌を尊くして勤く
不禮を以て川とて彼夷狄とて敢くあき其慢る
こと何れもなき一めを心と笑き誠と云し其情

意を通し其あき其愛慕の意を示し其情
たるの責と盡し君命と辱しめすと云ふ其徒は
其心と悦し其あきは頌ふとも川とてすれは其あや
なり其問答と書し再ひ其體貌の説を申す此

與許書狀論禮書

其頓首言使臣見閔白一節與之下面論非一
再其人微言輕不能動足下之聽而回足下之
意教日以未碌々是甘唯々是事佇觀大君子
周旋中禮不辱君命之盛懿而惟其昏愚不知

自止故茲又攘憑臂犯笑罵奮筆而索言之惟
天下恕其忠而無羨擇焉夫日本者何等國也
我朝之與國也閔白者何等官也偽皇之大臣
也然則主日本者偽皇也非閔白也為閔白者
相君也非國王也惟其擅一國之威福故我朝
不知其實謂之國王而得以敵體是降王者之
尊下與隣國之臣為等夷也不亦辱乎自前日
本諸殿書謂主上皇帝陛下者亦知偽皇敵體
干主上故尊之若此而閔白不敢與之抗也惟

我列聖推不知正名之為先而不拒皇帝之號
者蓋以拒之則不偽皇為敵而閔白反為之匹
故也頃年議臣不審欲辭其罪而不受以今觀
之豈非失計之甚乎今幸使臣身歷此邦審知
閔白之非國王則雖無前例猶將據禮爭辨以
正相見之禮况前此使臣皆行楹外之拜則閔
白之敢自尊而優待使臣可知也嗚呼閔白既
非國王而前例又如此吾輩何獨自甘於庭拜
以取辱國之罪乎或者以為秀吉名雖閔白實

一國之王也使臣何以知非王而欲廢庭見之
禮乎余曰閔白之不敢稱王非但海東記言之
今茲使臣之來也指秀吉為閔白則人皆應之
謂之國王則莫知所答不特此也謂之閔白而
不謂之王者山人宗長之說也相君敷文教於
異域者住持允叟之序也贈一品大相國台靈
者非前閔白之位牌乎大政大臣信長者非前
閔白之名號乎以是觀之秀吉之非國王亦明
矣國人不謂之王而他國使臣或之為王欲行

無前之禮抑何義耶足下之言曰國書直書御
諱稱秀吉為國王則是廢下待之以敵體為臣
子者何敢抗禮而廢從下之恭乎此則似矣而
實不然也國書之書御諱稱之以國王者蓋不
知其實故也當初若知閔白之非國王則國書
且書曰閔白豈敢以國王稱之又豈肯書御諱
而自貶乎始之不審有此過當之禮今雖不可
追改使臣相見之禮則自當仍舊何可庭拜鳴
呼前此使臣謂為真王而猶行極外之拜今吾

輩既知非王而反欲行庭下之拜此何等道理也然則足下之欲庭見者辱國也非尊君也我之欲極拜者尊君也非辱國也何以言之堂々大國之使庭見於隣國之臣是夷吾君於閔白也非辱國乎陞堂而納拜則是敵君於偽皇而不許閔白之相抗也非尊君乎足下之言曰先王之朝以使臣極外之拜為非至於著為事目其可違乎今儀經又以庭拜為文其可違乎此真確論而亦不然也先朝之錯認閔白之為王

亦猶今日不知秀吉之為閔白也為使臣者既知其非王則當以便且從事復命之日具由啓達乃是大夫出疆之義何可膠守故常而不為之通變乎且今事目內始載其條而禮官旋覺其非乃削去之是朝廷亦不以陞拜為不可也執心為故實不亦左乎足下之言曰今雖陞拜國書御諱其可改乎國王二字其可改乎如不可改則使臣陞拜亦無益也此又不然也國書雖不可改閔白尊我國之使不令庭見則是尊

我朝為上國也如此則使臣陞實非自尊其身
乃所以尊我國也亦不快乎心乎足下之言曰
若請而從之則幸矣彼若曰弊邦使臣既拜貴
國之庭矣貴國之使何獨不然乎云則我無說
矣此又不然矣天無二日土無二王天地之常
經也日本偽皇既為國王則閔白雖尊乃人臣
也我殿下當通信於偽皇而偽皇不與國事故
國書不于偽皇而于閔白也然君臣之今如天
地之不可易使臣見偽皇則庭見禮也於閔白

則庭見非禮也惟是如此故使臣行禮彼此各
異此非屈使於庭而尊我使於楹也今閔白
若受庭見之禮則是以天皇自處也閔白尊戴
天皇之義安在若將此義諄々開論則彼雖無
知亦必心悟而屈服有何不從之為慮哉鄙見
如是故昨於宴席適与玄蘇相對余問曰貴國
諸殿見閔白時拜于庭下乎堂上乎玄蘇答曰
與諸殿同是天皇臣也何庭拜之有余又問曰
自前我國使臣亦行禮楹外今則何以為之玄

蘇谷曰使臣之問良是弊邦亦接待有典故閩
白來則當自定之耳今日又有一僧來曰日本
之俗無職者拜于庭有官者則皆拜于堂上故
前此琉球使臣大來也亦行礼於堂上云是夕
見都舩主河琉球使陞堂行礼之事都舩主曰
然彼琉球也南蠻也禮物雖厚我國不以為閩
貴國禮物雖輕我國深以為榮今者待使臣必
居二國之上云以是觀之日本諸臣見閩白時
本無庭拜之禮而琉球小國之使亦已陞拜則

必不令吾輩獨拜於庭也所可慮者玄蘇輩業
已庭拜於我國倭朝欲與之相方耳故預為微
訊而逆閉其途使不得行有境實使臣之良策
而足下反以為非者抑何所見耶嗚呼秀吉假
曰真王屈衣冠之身下穹廬之拜為辱莫大况
警隣國之臣甘作偽皇之陪臣其辱國又如何
哉禮不云云安社稷利國家則專之可也今此
一事雖不比_下安社稷之重上以尊吾君下以重
使命一舉而兩善備焉其閩於國體亦大矣何

但利_レ國家已乎且君子謀貴始之不謹未_レ有能
善_レ其後者也吾輩之行出於百年之後此亦一
初也拜上拜下其幾皆在今日何可不謹其初
使後日之使臣玩_レ腕而言曰庭拜之辱自其行
始也云嗚呼拜辭之日其不聞_レ聖教乎使王靈
遠播國体尊重在此一行言念及此則雖殺身
殉國猶不足_レ憚况此一事有所_レ憚而莫_レ之為
乎願母_下以見屈於鄙論為_上恥又母_下以事不已出
為_上慮恢舍_レ之量廓從_レ人之美雪_レ國耻於異域

重_レ國体於九鼎不亦可乎不亦快乎惟足下亮
不_レ宣按彼國見隣國使者及宴待
受書辭等式附秀吉考卷後

和文

使臣関白お見ゆる方一節足下の面論するもの一再
のくなくも然も人微_ニ言_レ輕し足下此_レ聽と動_レ
一足下の意を面_レを_レ何_レと_レ足_レより_レ再_レ此
説あるを夫_レ日本を我朝の奥國あり関白を偽皇此
大臣ありとれ日本_ニ主_レと_レ偽皇なるを関白_ニ何_レと_レ

唯其一國乃賞罷関白不出るを以て我朝其美を
知ることなく関白を以て國王たることし其美を
相接しなく對待の禮を以てせり其美を王者の尊
と降しを隣國乃臣と列と同しくするを辱しとせ
ざる所せんや自前日本諸殿の書曰く我主上代いひ
皇帝陛下とするを以て其偽皇と相対す辱しと
関白は主上と列を同しくすべくざるを以て知る故に
我々先王其名を正しくす此重に知らざる不
可は終始に於ての皇帝此稱を受ざるを拒するもの

を其こそ我拒し彼きを以て國王殿下と列し
我を稱せしむるに其こそ偽皇と列を同しとする
ことばを以て関白と相對する我至る故にこれを
辱する頃年議臣是を詳し其稱を辭しを受る
ことなるん王欲を今も當つと思ふに此を議
臣乃よとら失策此甚しおの也今我輩幸ひ
親しく此國に至り詳し関白の國王たるを以て知る
時を前例なりとて是を以て我其禮を以て相争
ひを以て其見禮を以てす況や其先きを

使臣之儀極外此拜を行ふとき其閩白此所元之
 王にららる尊くせよ又我使臣を優待せよ我
 見は辱し又閩白既又國王小可らば前例又かくの
 こと我輩いふは地と王庭拜を以て我
 王辱しむる此罪を取らばんや或人も一とく秀吉
 閩白をりといふと元實を其國王を使臣ハハむむ
 其國王をささる我知く其庭拜北禮を慶せんす
 余答くは又閩白此所へく王我稱せざる初とて海東
 記のいふ處のいふは

 按小海東諸國記所謂國王於其國中不敢稱王
 只稱法所令文書稱明教書每歲元卒大臣
 御力

一得天子常時不與相接國政及
 聘問隣國天皇不與焉と見たり

 秀吉我指しと閩白といふ
 と此其人皆あきる應一國王といふ時其答るところ
 と智るなり且これを閩白といひくときと王といふ
 すとよふ山人常長を説き相君文教を異域に敷く
 といふるを任持先思ふ序文を呈贈一品大相國の口靈
 といふ前閩白北牌名を呈する大政大臣信長といふ
 前閩白北名辨といふ事やこれを如何にこれを見る
 閩白北國王といふは明かある國人これを王と
 して他國乃使臣といふは其王の前例

たきの禮を行もんと及抑何の義とや足下ソソク
我國書直ク御諱を書ゆ之焉吉を稱シク國王
と云ふにたき、れ我殿下これ敵する不對待の禮と
也川々すなるを臣子たるをのいりむを何く庭拜を
慶せむやこれす之然らざる也國書の御諱を書し
王と云川々稱するを美し其実を知らざる故
の之若爾白乃國王たさる然知ること何ハ國書且
一書一白といふ也其國王を何川々これ
を稱シクゆ之りえく御諱を書シて自ら其尊を

降す辱む也其始こそ我審ふもせは過當此
禮はるこの今追々改む辱むはとソソく使臣此
見禮に至りてをあの川々其の旧き不仍る辱一ソソ
むや庭拜を辱む也以前使臣出き我を何ソソ
真の國王とするも猶極外の料を行えり今我輩
其國王たさるを知りく之川々庭下の拜といふ
さふと欲すこそ何等の事たる也足下此庭見とむ
といふをこそ國と辱しむるを君を尊ふといふは
我極辱せんといふを君を尊ふなるを國と辱しむる

何れを以てとたれハ堂々たる大國乃使として隣
國の臣に庭拜せしこれ君を尊白の等しくする也
出で國を辱しむる所也堂に陞りて拜しを
こき我君を偽皇に等しくし尊白の其列をお
たうくすること欲する也君を尊ぶる所を
是下海より先朝の時其極外の拜と非なりと
亦我事目所はし今又庭拜を以て記
されり我輩は之を延旨不達に辱る也
す然る先王の時何や其の尊白を以て

國王とあるもの猶今日此秀吉北堂白たるは
さるる使臣たるもの既其國王多きは
は誠によろしく始て便宜を以て相見り此禮
を命を復するの時これを忍聞し可なりし
これゆゆる太史疆を出る時其を以てさるる
を得るものたるは其の皆を以てこれら變通を
いささるる所也且今事目のうちと庭拜の条
載せし禮官の非と悟る終にこれと削去れり是
朝廷より陞り拜するは不可ありとせさる

たを足下まことふ今使臣陞り拜すとよとて国書乃
御諱改む辱らふ事しそ使臣ひとを陞りて拜せ
内益ちきめのことよき内之物なる也 国書改む
追ひ改む辱らふ事しそとて 関白我國の使を尊むて
あま儀しそ庭拜せし名なき時をこそ我朝を尊
むと上国とすも也 内快しとせざる辱らふ也 足下
内之物なる彼を儀しそ能く我請ふ處に志とらる
し先ハ幸なるを彼を儀し 契邦の使臣既り貴
国より何のて庭拜を貴国の使とて我國におく

庭拜す辱らふ事しそ人なりといひて我請ふ處に隨らふ
をんかいつむとこそ内之物なる夫を天に二川の日な
くと土に二川の王とて偽皇既り日本にえさる時を
関白内之物なるしそとて人臣の之我殿下信候を
偽皇に通を辱らふて偽皇の国事か何つら
さる儀を内之物其国書を通を辱らひ姑く関白に於て
する此之君臣は天地の易へ重く辱らふさるなり
今使臣其偽皇に見ゆる時を庭拜をこそ禮なる
関白におのて庭拜す時を禮に何なるを辱らふ

我國日本乃使臣とす。其庭拜せしむるこそ我
とて屈辱なきふ。何んぞ。と。聞白此我使臣と
し。と。降り拜せしむるは。我ら使臣を尊ぶるは。か
をこそ理あり。と。かの此ら。か。かくのこと。く。なる。の。こ
今。聞白と。し。其庭拜の禮と請ふ。し。其。と。聞
白。天皇と。も。川。と。つ。ら。處。る。也。其。つ。も。ゆる。天皇
と。尊。裁。す。此。道。い。川。と。む。有。と。さ。る。也。使。臣。能。く
こ。ま。を。以。て。聞。諭。せ。と。彼。き。無。智。なり。と。つ。と。必
さ。と。さ。る。屈。し。腹。せ。む。つ。と。お。そ。我。請。ふ。處。に。隨。う。る。を。

その理何れも鄙見かくのこし。と。し。と。つ。と。必
お。何。つ。と。玄。獲。の。問。ふ。貴。國。設。殿。聞。白。見。申。す。の。時
庭。下。に。拜。す。や。由。の。堂。上。に。す。る。や。の。故。を。も。つ。と。す
玄。獲。答。ふ。と。同。し。と。是。天。皇。此。臣。の。こ。何。の。庭。お。す
こと。と。さ。る。は。む。と。より。と。由。の。問。ふ。自。前。我。國。乃
使。臣。禮。の。堂。上。に。行。座。り。今。お。當。つ。と。い。つ。と。む。そ。と。か
獲。ゆ。と。い。ふ。我。ら。由。の。其。接。待。の。例。或。何。と。聞。白。未
ら。お。の。川。と。つ。と。さ。を。定。む。座。し。と。今。日。一。僧。何。と
つ。と。く。日。本。の。任。職。な。ら。ぬ。の。ハ。庭。お。お。し。官。何。と。さ。る。ハ

堂上不相立さ兒は琉球使臣の来り向く禮を堂上
へ行ふと此夕向くはるを都船主不問ふと兒ハ答る
琉球南蛮禮持厚しといへと我り此こきを見る
こと尋常此こと一歩國の至つるハ禮お輕しと
いへと我國深くとき我策とせし今使臣を接待
さるの事一ふらふと二國の上より向く由とこき城も門も
見ふ日本諸臣関白の見申す時ハもと庭持の礼節
琉球ハ國乃使すとい既ハ墜りおす時をかあらし
我使臣をいへる危と皇庭下ハ拜せし見一但玄

獲る輩既ハ我國より何れも庭おする時を忍びくを
其倭朝のこれと相多くとし辱めこと我欲せむあんと
よりて豫りし先こき我諷し其途我聞^聞れおれとして
いへ其胸懐を忍びしを不すること我得きしむ
一是使臣此良策とて足下辱めし是を非と
まらハ何れや夫秀吉とて其眞の國王たしし其共
其衣冠の身と辱しを拜を夷狄乃居いしを既ハ
辱す辱し況や其隣國の臣を拜しを偽皇乃陪臣
きること我愧しといれ其國を辱しあるものいらむや

禮といふを多く大夫命を銜之疆をゆる其社稷を安
む一國家を利す能き事のハ是事と云ふ可なりと
今此事社稷を安むするに重なる比せんと云ふとも
まゝ其國体はあつらふを大に命を且我々共の乃
出で使用する此年^華百年慶終の後又當ると記す其并
礼の半一の心その志を今に謹んですらく他日侯と
ものをもて腕を扼して庭中の辱誰某より初ると
いふしむるをわや南と我輩廷を辞すは日聖教乃
いふところを念ふ身を殺し國は殉ふといふとも悼ふ

是が中願くも足下鄙論の屈すを以て恥とせよ以て
國体を重くし一國耻を異域に洒くを快らざるや

種々の事なく大々公を街に獲とちり其の徳を
むしり用事之利しき事なり其の徳をさしむるに
今此書は法とて先むすむに其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり
其の徳をさす事なり其の徳をさす事なり

